



埼玉県報

号外第 30 号
令和 7 年(2025 年)
12 月 30 日
火曜日

目 次

告示

- 患畜等の届出の公示（畜産安全課）
- 家畜等の移動及び移出の禁止に関する告示（畜産安全課）

告 示

埼玉県告示第九百六十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次とおり患畜等について届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年十二月三十日

埼玉県知事 大野元裕

高病原性鳥イ ンフルエンザ 鶏	伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区域	発生年月日	処置
疑似患畜						
万羽 約二十四						
嵐山町						
十二月三十日	令和七年					
殺処分						

告 示

埼玉県告示第九百六十二号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、埼玉県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十八年埼玉県規則第三十三号）第四条の規定により、次のとおり家畜等の移動及び移出を禁止し、又は制限する。

令和七年十二月三十日

埼玉県知事 大野元裕

一 禁止し、又は制限する家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにその死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品

品

二 禁止し、又は制限する期間

令和七年十二月三十日から当分の間

三 禁止し、又は制限する区域

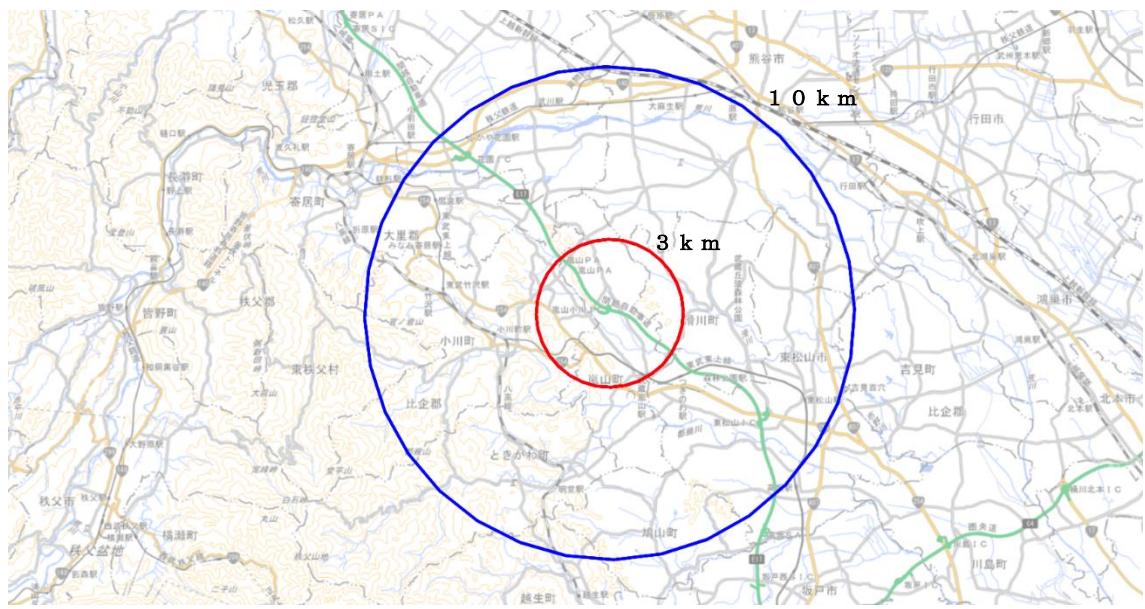
イ 移動を禁止する区域

別図のとおり（令和七年十二月三十日に疑似患畜が確認された嵐山町内の農場（口において単に「農場」という。）を中心とする半径三キロメートル以内の区域について家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十四条第三項の規定により鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥を移動させてはならない旨を指示した区域）

ロ 移動及び移出を制限する区域

別図のとおり（農場を中心とする半径十キロメートル以内の区域について家畜伝染病予防法第十四条第三項の規定により鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥を移動及び移出させてはならない旨を指示した区域）

別図



- 移動制限区域は、発生農場から半径 3 km 以内の区域
- 搬出制限区域は、移動制限区域の外側で発生農場から半径 10 km 以内の区域